

令和 6 年 3 月 2 5 日

各障害者（児）福祉サービス事業所 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課長
(公印省略)

サービス管理責任者等実践研修の受講にかかる実務経験（6 ヶ月以上）の指定権者への届出方法について（その 2）

平素より東京都の障害福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁及び厚生労働省より、令和 5 年 6 月 3 0 日付事務連絡「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」でサービス管理責任者等に関する告示が改正されたことを受け、令和 5 年 9 月 26 日付 5 福祉障地第 259 号「サービス管理責任者等実践研修の受講にかかる実務経験（6 ヶ月以上）の指定権者への届出方法について」（以下「9 月 26 日付事務連絡」という）により、例外的に「6 ヶ月以上」の実務経験（OJT）で実践研修を受講する際の指定権者への届出方法等について周知していたところです。

このたび、9 月 26 日付事務連絡の別紙及び指定権者への届出様式を一部見直しましたので、事業者の皆様におかれましては別紙の内容を御確認の上、**本通知発出日以降に指定権者へ届出される場合は、見直し後の様式で御提出いただきますようお願いいたします。**

なお、本件について、本通知発出前にお問い合わせいただいた事業者様に対して、OJT を開始する時点での事前届出を検討している旨お伝えしていたところですが、OJT 実施後の指定権者への届出のみとすることとしましたので、**OJT を開始する時点での事前届出は不要です。**

記

1 届出方法等について

別紙のとおり（9 月 26 日付事務連絡から見直しておりますので必ずご確認ください。）

2 留意事項について

届出及び適用の可否に関する問い合わせは、別紙 4（3）に記載の東京都の各サービス所管へお願いいたします。

【担当】

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課 障害福祉人材担当